

保護者の皆様へ

東京都教育委員会

都立中等教育学校の入学料の納付について

都立中等教育学校の後期課程へ進級する際には、入学料を納付していただきます。
つきましては、下記のとおり納付手続をお願いいたします。

記

1 入学料

後期課程	5,650円
------	--------

2 入学料の納付方法

(1) 中等教育学校から配布された「納入通知書兼領収証書」により、以下の納付場所で納めてください。

納付場所	東京都指定金融機関 東京都指定代理金融機関 東京都公金収納取扱店 (ゆうちょ銀行を含む。)	銀行、信用金庫 信用組合、農協
※郵便局でも納付することができます。		

備考:「納入通知書兼領収証書」は、上記金融機関の、Pay-easy(ペイジー)に対応しているATM、インターネットバンキング又はモバイルバンキング等を利用して納付することができます。ただし、一部利用することができない場合もあります。

(2) 納付後の「領収証書」(郵便局等で納付した場合は「払込金受領証」)は、後日校長が指定する期間に提示していただくことがありますので、大切に保管してください。

なお、Pay-easy(ペイジー)で納付した場合は、念のため、納付日及び金融機関名を控えておいてください。

(3) 納付期間は、以下のとおりです。

納付期間 : 令和8年3月2日(月)から令和8年3月9日(月)まで

3 入学料減免制度について

入学料の納付が経済的に困難な家庭につきましては、入学料を免除又は1/2減額する制度があります。
入学料減免申請書の配布・受付・審査・決定は、中等教育学校で行います。

なお、入学料減免申請の受付期間は、上記2(3)の納付期間と同じです。受付期間経過後は、入学料減免申請は受け付けませんので、希望される方は、早めに中等教育学校の経営企画室に御相談ください。

入学料の減免を申請された方は、「納入通知書兼領収証書」を必ず経営企画室へ返却し、減免の許可又は不許可が決定するまで入学料を納付しないでください。

審査の結果、減額の許可決定又は減免の不許可決定を受けた方は、改めてお渡しする納付書により、指定された期日までに、上記2(1)の納付場所で納付してください。

4 その他

納付された入学料は、還付いたしません。